

東京感染症対策センター（東京 i CDC）設置運営要綱

制定 令和2年10月1日 2福保感計第243号

（目的）

第1条 平時及び危機発生時における感染症対策をより一層強化するため、感染症に関する政策立案、危機管理、調査・分析評価、情報収集・発信、人材育成等の機能を一体的に担う拠点として、東京感染症対策センター（以下「東京 i CDC」という。）を設置する。

（構成）

第2条 東京 i CDCは、次の各号に掲げる組織によって構成する。

- (1) 東京 i CDC 専門家ボード（以下「専門家ボード」という。）
- (2) 福祉保健局健康危機管理担当局長（以下「担当局長」という。）
- (3) 福祉保健局感染症対策部
- (4) 東京都健康安全研究センター（感染症対策に関する事務を所掌する部課に限る。）
- (5) 東京都実地疫学調査チーム（TEIT）
- (6) 感染対策支援チーム

2 担当局長は、感染症の発生やまん延により、都民の健康に重大な影響が生じるおそれがあると認めるときは、東京 i CDC に次の各号に掲げる組織を設置することができる。

- (1) 健康危機管理対策本部（以下「対策本部」という）
- (2) 感染症タスクフォース（以下「タスクフォース」という）

（専門家ボード）

第3条 専門家ボードに座長を置く。

- 2 座長は、感染症に関し必要な識見を有する者のうちから、担当局長が指名する。
- 3 座長は、東京都（以下「都」という。）の感染症対策に関し、知事及び担当局長に対して助言・提言を行う。
- 4 座長は、必要に応じて専門家ボード会議を招集し、会務を総括する。
- 5 座長は、専門家ボードの中に、専門分野ごとのチームを置くことができる。
- 6 専門家ボード会議の出席者は、チームのメンバー及び感染症に関し必要な識見を有する者のうちから、座長が指名する。
- 7 チームのメンバーは、そのチームの調査・研究する事項について必要な識見を有する者のうちから、座長が指名する。
- 8 座長は、必要に応じ、チームにチームリーダーを置くことができる。
- 9 チームリーダーは、座長が指名する。
- 10 座長又はチームリーダーは、必要に応じてチーム会議を招集し、会務を総括する。
- 11 チームリーダーは、チームが調査・研究した事項について、座長に報告する。
- 12 座長は、専門家ボードが調査・研究する事項に関して、広範な識見を有する者を外部アドバイザーとして指名し、客観的な立場から必要な助言を求めることができる。

(対策本部及び調整本部)

第4条 担当局長は、感染症の発生やまん延により、都民の健康に重大な影響が生じるおそれがあると認めるときは、福祉保健局に、自身を対策本部長とする対策本部を設置することができる。

- 2 対策本部長は、対策本部が設置されている間、健康危機管理対策本部会議（以下「対策本部会議」という。）を招集することができる。
- 3 対策本部会議の出席者は、福祉保健局の職員のうちから、対策本部長が指名する。
- 4 対策本部長は、必要があると認めるとき、前項に掲げる者のほか、都内の保健所長、感染症に関し必要な識見を有する者等を、対策本部会議に出席させることができる。
- 5 対策本部長は、感染者の状況把握や医療・検査体制の確保、都民からの相談対応等のために必要があると認めるときは、対策本部に調整本部を置くことができる。
- 6 調整本部に調整本部長を置き、調整本部長は、都の職員のうちから、対策本部長が指名する。
- 7 調整本部長は、必要に応じて調整本部会議を招集し、会務を総括する。
- 8 調整本部会議の出席者は、都の職員、医療関係者、感染症に関し必要な識見を有する者等のうちから、調整本部長が指名する。ただし、調整本部長は、必要があると認めるとき、前項に掲げる者のほか、都内の保健所の職員及び感染症に関し必要な識見を有する者等を、調整本部会議に出席させることができる。

(タスクフォース)

第5条 担当局長は、感染症の発生やまん延により、都民の健康に重大な影響が生じるおそれがあると認めるときは、必要に応じ、感染症に関する特定の事項に関して検討を行うタスクフォースを設置することができる。

- 2 タスクフォースのメンバーは、医療関係者、都内の保健所の職員、専門家ボードのチームのメンバー、感染症に関し必要な識見を有する者等のうちから、担当局長が指名する。
- 3 タスクフォース会議の座長は、タスクフォースのメンバーのうちから互選によって定める。
- 4 タスクフォース会議の座長は、会議を招集し、会務を総括するとともに、タスクフォースにおける検討の内容を、専門家ボードの座長に報告する。
- 5 専門家ボードの座長は、タスクフォースにおける検討の内容を精査し、その結果を知事及び担当局長に報告する。

(関係機関との連携協力体制の構築)

第6条 東京iCDCは、国の機関や他の地方公共団体のほか、医療機関、検査機関、保健所、大学、民間企業、国内外の研究機関等、様々な関係機関との間でネットワークを構築するため、感染症対策に関する協定の締結や共同研究の実施、人材交流等を行うとともに、危機発生時には感染症対策に関する情報の共有や人材の派遣等を迅速かつ柔軟に行えるよう、平時から連携協力体制の構築を推進するものとする。

- 2 前項の協定の締結や共同研究の実施、人材交流、連携協力体制の構築等の手続は、東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）に定める分掌事務等に基づき、福祉保健局各部課又は東京都健康安全研究センターにおいて行う。

(報酬)

第7条 都は、第3条から第5条までに規定する専門家ボード会議、チーム会議、対策本部会議、調整本部会議又はタスクフォース会議に出席した者（ただし、都の職員を除く。）及び外部アドバイザーに対し、都の基準により定める報酬を支払うことができる。

(庶務)

第8条 東京iCDCの庶務は、東京都健康安全研究センター及び実地疫学調査チーム（TEIT）に関するものを除き、福祉保健局感染症対策部計画課において処理する。

(雑則)

第9条 東京都実地疫学調査チーム（TEIT）及び感染対策支援チームの運用等については、別途要綱で定める。

2 この要綱に定めるもののほか、東京iCDCの運営に必要な事項は、担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。